

各 位

株式会社 東北銀行

普通預金規定等への暴力団排除条項の導入に伴う
お客さまへのお願い

株式会社東北銀行（取締役頭取 浅沼 新）では、暴力団、暴力団員をはじめとする反社会的勢力との関係遮断のための取組みを推進しておりますが、平成 22 年 6 月 1 日より、その取組みの一環として、普通預金規定、当座勘定規定、貸金庫規定を改訂し、いわゆる暴力団排除条項を盛り込むとともに、普通預金口座の開設時など各種取引のお申込の際に、お客さまが反社会的勢力には該当しないことを確認させていただくことといたします。

これにより、取引開始後に申込時の申告が虚偽であった場合や反社会的勢力に該当することが判明した場合等には、取引を停止し、または取引を解約させていただくこととなります。

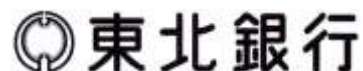
この取扱いは、平成 19 年 6 月に公表された、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（「政府指針」といいます）の内容を踏まえたものです。

東北銀行では、政府指針などの趣旨を踏まえ、反社会的勢力との関係遮断のための取組みを積極的に推進していきますので、お客さまには、この取組みの趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

【本件に関するお問い合わせ先】

東北銀行リスクコンプライアンス統括部（担当：渡辺）

Tel.019-651-6161（内線：3326）



〒020-0023 盛岡市内丸 3 番 1 号

電話番号 019-651-6161

F A X 019-653-1291

ホームページ <http://www.tohoku-bank.co.jp>